

【重点施策】

第2章の「対策を優先すべき対象群と課題」のほか、「自殺ハイリスク者」や被災者への自殺対策については、重要度が高い課題と捉え重点的に取り組む。

(1) 子ども・若者の自殺対策の推進

- ア 児童生徒への自殺予防等に関する正しい知識の普及啓発・教育
- イ SOSの出し方・受け止め方に関するスキル向上
- ウ いじめ・不登校等に関する相談体制の充実
- エ 児童生徒を守る連携体制

(2) 現役世代の勤務問題及び経済・生活問題への支援強化

- ア 長時間労働の削減等の適切な職場環境の普及促進
- イ きめ細かい就職支援
- ウ 事業主への経営等の支援
- エ 経済・生活支援、消費者教育

(3) 高齢者の自殺防止に向けた包括的な支援の展開

- ア 高齢者の悩みへの相談支援の充実
- イ 高齢者の交流の場・居場所づくり

(4) あらゆる世代への心の健康づくりの推進

- ア うつ病や精神疾患等に関する正しい知識の普及啓発
- イ 適切な精神科医療の提供
- ウ 依存症やひきこもりへの支援

(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止と遺された人への支援の充実

- ア 地域が連携した自殺未遂者への継続的支援
- イ 自死遺族・自助グループ等への支援

(6) 自殺ハイリスク者に応じた多様なサポート

- ア 専門機関等による自殺ハイリスク者の生きることへの阻害要因の排除

(7) 被災者に寄り添った支援

- ア 被災者及び支援者に対する心のケア
- イ 今後の大規模災害に備えた体制整備

【生きる支援につながる関連施策】

様々な背景によって高まる自殺リスクは、生きることの阻害要因を排除し、促進要因を増やしていくことで低減を図ることが可能であり、「基本施策」や「重点施策」以外にも、女性の悩みへの相談対応や障がい者の権利擁護、同和問題の解消、難病医療の支援など、様々な関連施策に取り組むことによって、総合的な自殺対策を講じる。

第2次 愛媛県自殺対策計画の 概要



「第2次愛媛県自殺対策計画」の概要

平成29年3月に策定した愛媛県自殺対策計画が令和2年3月末をもって終期を迎えることから、**新たな本県の自殺対策計画**を策定する。

第1章 策定の趣旨

- 平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の数は年々減少傾向。
- 愛媛県でも、自殺者数のピークであった平成10年の395人から平成30年には212人に減少し、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は15.8と全国平均の16.1を下回った。
- しかし、**いまだ毎年200人以上の県民の尊い命が自殺により失われている現状であり、特に10歳代から30歳代の年齢層では自殺が死因の第一位となっていることに加え、現役世代の過労自殺のほか、自殺リスクを高める中高年のひきこもりや高齢者の孤立など依然として多くの課題**が残されており、こうした現状を踏まえ第2次計画を策定。

第2章 本県の自殺の現状

自殺者の年齢や原因・動機等のデータから、以下の「**対策を優先すべき対象群と課題**」が認められる。

(1) 10歳代の自殺者 → 学校問題・家庭問題

- 当該年代は児童・生徒や学生が多く、進路に関する悩みや学友との不和などの学校問題が大きな自殺要因。
- 親子関係の不和などの家庭問題も要因として一部にあり、学校生活と家庭は相互に関連している面がある。

(2) 20歳代～50歳代の現役世代の自殺者 → 勤務問題及び経済・生活問題

- 当該年代の自殺要因として、勤務に関する問題は、健康や経済・生活に関する問題ほど多くはないが、過労等からうつ病になることも多く、健康問題に潜在的に含まれている可能性。また、「自営業者・家族従事者」の自殺も50歳代をピークに増加。
- 一方、経済・生活に関する問題による自殺も多く、生活苦や負債、経営難などの悩みを抱えている場合が少なくない。

(3) 60歳代以降の高年齢者の自殺者 → 身体の問題(孤立等の問題含む)

- 当該年代では、身体の問題が原因となる自殺者数が多くなっている。
- 被雇用者が現役を引退し新たなライフステージを迎え、悩みが変化するとともに、現役引退による喪失感や周りからの孤立、老々介護などの諸問題も顕在化。

(4) すべての年代における「心の健康」問題

- 「うつ病」が原因となっている自殺者数は、全ての年代で多い。
- うつ病以外の統合失調症やアルコール依存症、他の精神疾患による自殺者も少なくない状況にあり、特に自殺リスクが高い。

(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図の問題

- 自殺者数のうち「自殺未遂歴あり」の人は自殺者全体のうち約20%に当たり、自殺未遂者は、再び自殺を図る危険性が高い。

第3章 これまでの取組と評価

本県では、平成23年度に地域自殺対策推進センターを設置するとともに、現在の自殺対策計画(計画期間:平成29年度～令和元年度)を策定して、ライフステージに沿った切れ目のない支援に継続的に取り組んだ結果、自殺者数が減少し、同計画で全体目標としていた「自殺死亡率18.4以下」を達成。

第4章 第2次計画の考え方

- ◆ **目指す姿** 「県民の誰も自殺に追い込まれることのない愛媛県の実現」
- ◆ **計画の位置づけ** 自殺対策基本法に基づく都道府県自殺対策計画
- ◆ **第2次計画の期間** 令和2～6年度の5年間
- ◆ **本県の自殺対策推進体制**
県民一人ひとり、家庭、地域、学校、関係団体、民間団体、企業、市町、県がそれぞれ主体的な役割を担いつつ、連携・協働して自殺対策を総合的に推進。

第5章 本県における自殺対策の方針と施策

【基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策と有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

【総括目標】

指標	現状(平成30年)	目標(令和5年)
自殺死亡率(人口10万対)	15.8	12.8以下
(自殺で亡くなった人の数)	212人	175人以下

※ 本計画期間は令和6年度末であるが、目標値の時点は計画期間中に評価するため令和5年としている。

【基本施策】

自殺リスクを持つ方が誰も取り残されないよう、**幅広い世代、様々なリスク要因に対処する次の取組みを強化。**

- (1) **自殺予防の普及促進**
自殺や精神疾患に関する正しい知識や自殺予防の意識の普及促進
- (2) **支援者のスキル向上・相談体制の充実**
保健関係者等の自殺対策に関わる支援者育成、相談体制の整備、相談窓口の周知
- (3) **自殺対策に関わる関係機関との連携強化**
市町の自殺対策への支援、民間団体のノウハウを生かした対策の推進
- (4) **地域の見守り・モニタリング体制の拡充**
民生児童委員による見守り・声掛け、インターネット上の自殺予告への迅速対応